

市原市建設工事適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市発注工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 特定建設業 法第 15 条第 2 項第 2 号に規定する指定建設業をいう。
- (4) 発注者 建設業（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (5) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (6) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (7) 主任技術者 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。
- (8) 監理技術者 法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。
- (9) 専門技術者 法第 26 条の 2 に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (10) 市発注工事 市原市の発注する建設工事をいう。
- (11) 公共工事 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。
- (12) 工事担当課長 市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課長（市原市職務執行規定（昭和 42 年市原市訓令甲第 12 号）第 2 条第 11 号に規定する課長をいう。）をいう。

(合理的な請負契約の締結)

第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、法第 19 条各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請けの禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、そのものが発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が一件で3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上)である下請け契約。

(2) 一工事で下請契約が2以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上)である下請契約。

2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 建築一式工事にあっては、工事一件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事。

(2) 建築一式工事以外の工事にあっては、工事一件の請負代金の額が500万円に満たない工事。

(技術者の適正な配置)

第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請代金の総額が3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合において、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

4 市発注工事においては、前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者のうちから選任しなければならない。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請け業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないように十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法を定めようとするときは、下請け業者の意見をきくこと。
- (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材も若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けた時は、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (5) 元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請け業が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日引き渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者は、下請契約締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (7) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払いにおいては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払い金の支払いを受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払いがなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払いするよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払いを受けた日から 1 か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請け契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が 4, 0 0 0 万円以上の法人であるものを除く。）にお

ける下請代金は、前条第5号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあつては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。

- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払い期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払いをできる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費用相当分については、現金払いとすること。
- (6) 手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払いを現金払いから手形払いに改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で払う場合、一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理の状況、労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、別表1に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

（市内業者の優先等）

第10条 元請業者は、市内業者を優先して下請業者に選定するよう努めるとともに、建設資材は市内生産物を優先使用するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第11条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円以上（建築一式工事にあつては4,500万円以上）になるときは、施工体制台帳（別記1号様式又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（別記2号様式又はこれに準ずるもの）を作成し当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（別記第3号様式又はこれに準ずるもの）を作成し前項の特定建設業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事ごとに備え置くとともに発注者に提出しなければならない。

- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 前4項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の3の規定は、請負代金の額が2,500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者及びその下請負人に準用する。
- 6 作成建設業者（第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者及び前項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。）は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、作成建設業者に該当する旨の通知（別記第4号様式又はこれに準ずるもの）をしなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請人に対し、再下請負通知人に該当する旨の通知（別記第5号様式又はこれに準ずるもの）をしなければならない。
- 8 第1項の特定建設業者、第5項の建設業者及びそれらの下請負人は、発注者から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（雇用条件等の改善）

第12条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第2に定める事項について措置するものとする。

- 2 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（市発注工事における届出）

第13条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請負契約締結後、2週間以内に下請業者選定通知書（別記第6号様式）により発注者に通知しなければならない

- 2 前項の通知事項に変更のあったとき、当該建設業者は、2週間以内に下請業者変更届（別記第7号様式）を発注者に提出しなければならない。

(公共工事の点検、調査等)

第14条 工事担当課長は500万円以上の工事を発注した場合には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る入札・契約事務運用マニュアル」に基づく施工体制等点検表(様式7)により点検を行わなければならない。

2 工事担当課長は、前項の点検の結果、入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当していると疑うに足りる事実又はその他の不適正な事実があるときは、その状況を調査し速やかに調査結果を点検等報告書(別記8号様式)により、工事所管部長に報告しなければならない。

3 工事所管部長は、前項の報告書を受領した場合において、入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当していると疑うに足りる事実又はその他の不適正な事実があるときは、建設業法等違反業者の報告書(別記第9号様式)により財政部長に報告しなければならない。

(監督職員等)

第15条 発注者は、市発注工事の施工状況等を監督する者(以下「監督職員」という。)を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に監督職員選任通知書(別記第10号様式)により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

第16条 請負代金の額が500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者は、請負契約後10日以内に工事实績情報システム(CORINS)に基づき当該工事のカルテを作成し、監督職員の確認を受けた後に(財)日本建設情報総合センターに登録し、同センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。登録内容に変更があった場合及び当該工事が完成した場合も同様とする。

附 則

この要綱は平成11年6月1日から施行し、同日以降市原市において発注する建設工事に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に市原市に発注している建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以降市原市において発注する建設工事に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降市原市において発注する建設工事に適用する。